

富山市公設地方卸売市場再整備事業
募集要項 新旧対照表

No	頁	第1	(1)	①	i)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
1	26	9	(11)					保証金	(11)保証金 事業代表企業または民間施設実施企業が本市に支払う保証金は、賃料の2年分相当額とし、支払いは、事業用定期借地権設定契約締結時に支払うものとする。	(11)保証金 事業代表企業または民間施設実施企業が本市に支払う保証金は、 <u>土地に係る賃料(地代)</u> の2年分相当額とし、支払いは、事業用定期借地権設定契約締結時に支払うものとする。
2	添付資料							参加表明書	◆備考:記載欄が不足する場合は、本様式に準じて追加・作成して下さい。	◆備考:記載欄が不足する場合は、本様式に準じて追加・作成して下さい。 ◆備考:記載欄が不足する場合は、本様式に準じて追加・作成して下さい。 ◆備考:運営協力企業は、民間施設にテナントとして入居し運営する企業を記載してください。なお、民間施設実施企業は、事業代表企業または構成企業として参画してください。

※令和2年10月募集要項における修正項目等の記載ページ等を表示

富山市公設地方卸売市場再整備事業
 事業用定期借地権設定契約書【市場用地】(案) 新旧対照表

No	頁	条	1	(1)	項目等	修正前	修正後
1	5	13			違約金	<p>2 事業代表企業は本市が賃借する本件における賃料の2年相当額を違約金として、本市の指定する期間内に本市に支払うものとする。</p> <p>3 本市に損害が発生した場合は、違約金とは別に本市が被った損害のうち合理的な範囲を事業代表企業は賠償するものとする。</p>	<p>(1) 事業代表企業は本件土地の賃料(地代)の2年相当額を違約金として、本市の指定する期間内に本市に支払うものとする。</p> <p>(2) 本市に損害が発生した場合は、違約金とは別に本市が被った損害のうち合理的な範囲を事業代表企業は賠償するものとする。</p>

※令和2年10月事業用定期借地権設定契約書【市場用地】(案)における修正項目等の記載ページを表示

富山市公設地方卸売市場再整備事業
 応募登録書類 様式集 新旧対照表

No	頁	No.	項目等	修正前	修正後																												
1		1-2	区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <事業代表企業> 所在地 商号又は名称 代表者 担当者 所属・役職名 氏名 電 話 E-mail </td> <td>印</td> </tr> <tr> <td> <設計業務代表企業> 所在地 商号又は名称 代表者 担当者 所属・役職名 氏名 電 話 E-mail </td> <td>印</td> </tr> <tr> <td> <建設業務代表企業> 所在地 商号又は名称 代表者 担当者 所属・役職名 氏名 電 話 E-mail </td> <td>印</td> </tr> <tr> <td> <工事監理業務代表企業> 所在地 商号又は名称 代表者 担当者 所属・役職名 氏名 電 話 E-mail </td> <td>印</td> </tr> <tr> <td> <維持管理業務代表企業> 所在地 商号又は名称 代表者 担当者 所属・役職名 氏名 電 話 E-mail </td> <td>印</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分		<事業代表企業> 所在地 商号又は名称 代表者 担当者 所属・役職名 氏名 電 話 E-mail	印	<設計業務代表企業> 所在地 商号又は名称 代表者 担当者 所属・役職名 氏名 電 話 E-mail	印	<建設業務代表企業> 所在地 商号又は名称 代表者 担当者 所属・役職名 氏名 電 話 E-mail	印	<工事監理業務代表企業> 所在地 商号又は名称 代表者 担当者 所属・役職名 氏名 電 話 E-mail	印	<維持管理業務代表企業> 所在地 商号又は名称 代表者 担当者 所属・役職名 氏名 電 話 E-mail	印	(新設)		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <事業代表企業> 所在地 商号又は名称 代表者 担当者 所属・役職名 氏名 電 話 E-mail </td> <td>印</td> </tr> <tr> <td> <設計業務代表企業> 所在地 商号又は名称 代表者 担当者 所属・役職名 氏名 電 話 E-mail </td> <td>印</td> </tr> <tr> <td> <建設業務代表企業> 所在地 商号又は名称 代表者 担当者 所属・役職名 氏名 電 話 E-mail </td> <td>印</td> </tr> <tr> <td> <工事監理業務代表企業> 所在地 商号又は名称 代表者 担当者 所属・役職名 氏名 電 話 E-mail </td> <td>印</td> </tr> <tr> <td> <維持管理業務代表企業> 所在地 商号又は名称 代表者 担当者 所属・役職名 氏名 電 話 E-mail </td> <td>印</td> </tr> <tr> <td> <民間施設実施企業> 所在地 商号又は名称 代表者 担当者 所属・役職名 氏名 電 話 E-mail </td> <td>印</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		<事業代表企業> 所在地 商号又は名称 代表者 担当者 所属・役職名 氏名 電 話 E-mail	印	<設計業務代表企業> 所在地 商号又は名称 代表者 担当者 所属・役職名 氏名 電 話 E-mail	印	<建設業務代表企業> 所在地 商号又は名称 代表者 担当者 所属・役職名 氏名 電 話 E-mail	印	<工事監理業務代表企業> 所在地 商号又は名称 代表者 担当者 所属・役職名 氏名 電 話 E-mail	印	<維持管理業務代表企業> 所在地 商号又は名称 代表者 担当者 所属・役職名 氏名 電 話 E-mail	印	<民間施設実施企業> 所在地 商号又は名称 代表者 担当者 所属・役職名 氏名 電 話 E-mail	印
区 分																																	
<事業代表企業> 所在地 商号又は名称 代表者 担当者 所属・役職名 氏名 電 話 E-mail	印																																
<設計業務代表企業> 所在地 商号又は名称 代表者 担当者 所属・役職名 氏名 電 話 E-mail	印																																
<建設業務代表企業> 所在地 商号又は名称 代表者 担当者 所属・役職名 氏名 電 話 E-mail	印																																
<工事監理業務代表企業> 所在地 商号又は名称 代表者 担当者 所属・役職名 氏名 電 話 E-mail	印																																
<維持管理業務代表企業> 所在地 商号又は名称 代表者 担当者 所属・役職名 氏名 電 話 E-mail	印																																
(新設)																																	
区 分																																	
<事業代表企業> 所在地 商号又は名称 代表者 担当者 所属・役職名 氏名 電 話 E-mail	印																																
<設計業務代表企業> 所在地 商号又は名称 代表者 担当者 所属・役職名 氏名 電 話 E-mail	印																																
<建設業務代表企業> 所在地 商号又は名称 代表者 担当者 所属・役職名 氏名 電 話 E-mail	印																																
<工事監理業務代表企業> 所在地 商号又は名称 代表者 担当者 所属・役職名 氏名 電 話 E-mail	印																																
<維持管理業務代表企業> 所在地 商号又は名称 代表者 担当者 所属・役職名 氏名 電 話 E-mail	印																																
<民間施設実施企業> 所在地 商号又は名称 代表者 担当者 所属・役職名 氏名 電 話 E-mail	印																																
2		1-2	注意書き	注)各業務の対象事業は、要求水準書に記載のとおりとします。	注)各業務の対象事業は、要求水準書に記載のとおりとします。「民間施設運営」は、民間施設にテナントとして入居する企業を記載してください。																												

※No.については令和2年10月応募登録書類 様式集の様式No.を表示

富山市公設地方卸売市場再整備事業
事業提案書 様式集 新旧対照表

No	頁	No.	項目等	修正前	修正後																																																																																																																																																																																																						
1		A-2	事業収支計画表 費用 営業費用 施設整備費(初期投資額)	<table border="1"> <tr><td colspan="3">費用 営業費用</td></tr> <tr><td>施設整備費(初期投資額)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(新設)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>金融機関手数料</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>※適宜、行追加</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>施設運営費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>人件費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>備品費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>光熱水費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他管理経費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>※適宜、行追加</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>維持管理費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>公共施設部分</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>民間施設部分</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>施設用駐車場・駐輪場部分</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>修繕費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>※適宜、行追加</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>地代</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>保証金</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>公正証書作成費用</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>保険料</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他費用</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>※可能な限り詳細に。適宜、行追加</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>公租公課</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>不動産取得税</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>登録免許税</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>固定資産税</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>固定資産課税標準額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>都市計画税</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>登記に必要な費用</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>建物滅失登記</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>施設除去費(事業終了時)</td><td></td><td></td></tr> </table>	費用 営業費用			施設整備費(初期投資額)			(新設)			減価償却費			金融機関手数料			※適宜、行追加			施設運営費			人件費			備品費			光熱水費			その他管理経費			※適宜、行追加			維持管理費			公共施設部分			民間施設部分			施設用駐車場・駐輪場部分			修繕費			※適宜、行追加			地代			保証金			公正証書作成費用			保険料			その他費用			※可能な限り詳細に。適宜、行追加			公租公課			不動産取得税			登録免許税			固定資産税			固定資産課税標準額			都市計画税			登記に必要な費用			建物滅失登記			施設除去費(事業終了時)			<table border="1"> <tr><td colspan="3">費用 営業費用</td></tr> <tr><td>施設整備費(初期投資額)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>既存施設解体費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>金融機関手数料</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>※適宜、行追加</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>施設運営費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>人件費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>備品費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>光熱水費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他管理経費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>※適宜、行追加</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>維持管理費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>公共施設部分</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>民間施設部分</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>施設用駐車場・駐輪場部分</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>修繕費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>※適宜、行追加</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>地代</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>保証金</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>公正証書作成費用</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>保険料</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他費用</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>※可能な限り詳細に。適宜、行追加</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>公租公課</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>不動産取得税</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>登録免許税</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>固定資産税</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>固定資産課税標準額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>都市計画税</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>登記に必要な費用</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>建物滅失登記</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>施設除去費(事業終了時)</td><td></td><td></td></tr> </table>	費用 営業費用			施設整備費(初期投資額)			既存施設解体費			減価償却費			金融機関手数料			※適宜、行追加			施設運営費			人件費			備品費			光熱水費			その他管理経費			※適宜、行追加			維持管理費			公共施設部分			民間施設部分			施設用駐車場・駐輪場部分			修繕費			※適宜、行追加			地代			保証金			公正証書作成費用			保険料			その他費用			※可能な限り詳細に。適宜、行追加			公租公課			不動産取得税			登録免許税			固定資産税			固定資産課税標準額			都市計画税			登記に必要な費用			建物滅失登記			施設除去費(事業終了時)		
費用 営業費用																																																																																																																																																																																																											
施設整備費(初期投資額)																																																																																																																																																																																																											
(新設)																																																																																																																																																																																																											
減価償却費																																																																																																																																																																																																											
金融機関手数料																																																																																																																																																																																																											
※適宜、行追加																																																																																																																																																																																																											
施設運営費																																																																																																																																																																																																											
人件費																																																																																																																																																																																																											
備品費																																																																																																																																																																																																											
光熱水費																																																																																																																																																																																																											
その他管理経費																																																																																																																																																																																																											
※適宜、行追加																																																																																																																																																																																																											
維持管理費																																																																																																																																																																																																											
公共施設部分																																																																																																																																																																																																											
民間施設部分																																																																																																																																																																																																											
施設用駐車場・駐輪場部分																																																																																																																																																																																																											
修繕費																																																																																																																																																																																																											
※適宜、行追加																																																																																																																																																																																																											
地代																																																																																																																																																																																																											
保証金																																																																																																																																																																																																											
公正証書作成費用																																																																																																																																																																																																											
保険料																																																																																																																																																																																																											
その他費用																																																																																																																																																																																																											
※可能な限り詳細に。適宜、行追加																																																																																																																																																																																																											
公租公課																																																																																																																																																																																																											
不動産取得税																																																																																																																																																																																																											
登録免許税																																																																																																																																																																																																											
固定資産税																																																																																																																																																																																																											
固定資産課税標準額																																																																																																																																																																																																											
都市計画税																																																																																																																																																																																																											
登記に必要な費用																																																																																																																																																																																																											
建物滅失登記																																																																																																																																																																																																											
施設除去費(事業終了時)																																																																																																																																																																																																											
費用 営業費用																																																																																																																																																																																																											
施設整備費(初期投資額)																																																																																																																																																																																																											
既存施設解体費																																																																																																																																																																																																											
減価償却費																																																																																																																																																																																																											
金融機関手数料																																																																																																																																																																																																											
※適宜、行追加																																																																																																																																																																																																											
施設運営費																																																																																																																																																																																																											
人件費																																																																																																																																																																																																											
備品費																																																																																																																																																																																																											
光熱水費																																																																																																																																																																																																											
その他管理経費																																																																																																																																																																																																											
※適宜、行追加																																																																																																																																																																																																											
維持管理費																																																																																																																																																																																																											
公共施設部分																																																																																																																																																																																																											
民間施設部分																																																																																																																																																																																																											
施設用駐車場・駐輪場部分																																																																																																																																																																																																											
修繕費																																																																																																																																																																																																											
※適宜、行追加																																																																																																																																																																																																											
地代																																																																																																																																																																																																											
保証金																																																																																																																																																																																																											
公正証書作成費用																																																																																																																																																																																																											
保険料																																																																																																																																																																																																											
その他費用																																																																																																																																																																																																											
※可能な限り詳細に。適宜、行追加																																																																																																																																																																																																											
公租公課																																																																																																																																																																																																											
不動産取得税																																																																																																																																																																																																											
登録免許税																																																																																																																																																																																																											
固定資産税																																																																																																																																																																																																											
固定資産課税標準額																																																																																																																																																																																																											
都市計画税																																																																																																																																																																																																											
登記に必要な費用																																																																																																																																																																																																											
建物滅失登記																																																																																																																																																																																																											
施設除去費(事業終了時)																																																																																																																																																																																																											
1		B-2	公共施設の賃料(整備等)に係る価格提案内訳書 3 建設費	<table border="1"> <tr><td colspan="3">(6)建設業務に含む什器・備品等</td></tr> <tr><td>建設業務に含む什器・備品等費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>据付、試運転、現場管理費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>建設業務に含む什器・備品等小計</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(新設)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(新設)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(新設)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(新設)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(新設)</td><td></td><td></td></tr> </table>	(6)建設業務に含む什器・備品等			建設業務に含む什器・備品等費			据付、試運転、現場管理費			建設業務に含む什器・備品等小計			(新設)			(新設)			(新設)			(新設)			(新設)			<table border="1"> <tr><td colspan="3">(6)建設業務に含む什器・備品等</td></tr> <tr><td>建設業務に含む什器・備品等費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>据付、試運転、現場管理費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>建設業務に含む什器・備品等小計</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(7)解体費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>既存施設解体費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>整備施設除却費(事業終了時)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>解体費小計</td><td></td><td></td></tr> </table>	(6)建設業務に含む什器・備品等			建設業務に含む什器・備品等費			据付、試運転、現場管理費			建設業務に含む什器・備品等小計			(7)解体費			既存施設解体費			整備施設除却費(事業終了時)			解体費小計																																																																																																																																																					
(6)建設業務に含む什器・備品等																																																																																																																																																																																																											
建設業務に含む什器・備品等費																																																																																																																																																																																																											
据付、試運転、現場管理費																																																																																																																																																																																																											
建設業務に含む什器・備品等小計																																																																																																																																																																																																											
(新設)																																																																																																																																																																																																											
(新設)																																																																																																																																																																																																											
(新設)																																																																																																																																																																																																											
(新設)																																																																																																																																																																																																											
(新設)																																																																																																																																																																																																											
(6)建設業務に含む什器・備品等																																																																																																																																																																																																											
建設業務に含む什器・備品等費																																																																																																																																																																																																											
据付、試運転、現場管理費																																																																																																																																																																																																											
建設業務に含む什器・備品等小計																																																																																																																																																																																																											
(7)解体費																																																																																																																																																																																																											
既存施設解体費																																																																																																																																																																																																											
整備施設除却費(事業終了時)																																																																																																																																																																																																											
解体費小計																																																																																																																																																																																																											

※No.については令和2年10月事業提案書 様式集の様式No.を表示